両澤会計だより

税理士法人　両　澤

代表税理士 小林政昭　税理士 山中榮登　税理士 竹花節夫

編集発行人　事務長 両澤　透

〒384-2202　長野県佐久市望月285番地1

TEL：0267(53)2400　FAX：0267(53)5514

http://moro.zei-mu.jp　e-mail：morosawa@sas.janis.or.jp

ムクゲ

10月　2015（平成27年）

神無月　－ OCTOBER －

12日・体育の日

日	月	火	水	木	金	土
・	・	・	・	1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

ワンポイント　寡婦（夫）控除のみなし適用

地方自治体が、利用者の所得に応じて保育所の保育料や公営住宅の家賃などの減額をする際、“配偶者と死別または離婚”という要件に該当しない既婚歴のない一人親に対しても、税法上の寡婦（夫）控除をみなし適用して所得の算定をする制度。不平等解消のため、採用する地方自治体が増えています。

10月の税務と労務

国　税	9月分源泉所得税の納付	10月13日
国　税	特別農業所得者への予定納税基準額等の通知	10月15日
国　税	8月決算法人の確定申告（法人税・消費税等）	11月2日
国　税	2月決算法人の中間申告	11月2日
国　税	11月、2月、5月決算法人の消費税等の中間申告（年3回の場合）	11月2日
地方税	個人の道府県民税及び市町村民税の第3期分の納付	市町村の条例で定める日
労　務	労働者死傷病報告（7月～9月分）	11月2日
労　務	労災の年金受給者の定期報告（7月～12月生まれ）	11月2日
労　務	労働保険料第2期分の納付	11月2日（労働保険事務組合委託の場合は11月16日）

平成27年度　法人税改正アラカルト

平成27年度の法人税関係の税制改正のうち、注意したい改正を、以下説明します。

1　商業・サービス業等活性化税制の延長と見直し（平成29年3月31日まで）

商業・サービス業及び農林水産業を営む中小企業者等の設備投資促進税制が見直され、制度の適用期限が2年延長されました。

この制度は、青色申告書を提出する商業・サービス業等を営む中小企業者等が、経営改善設備を取得し指定事業（卸売業、小売業、サービス業、農林水産業）の用に供した場合に、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除ができるものです。

ただし、税額控除の対象は、資本金の額が3千万円以下の中小企業者等に限られ、法人税の20%が限度とされます。

ここでいう経営改善設備とは、経営革新等支援機関による経営改善に関する指導に伴い取得した1台30万円以上の器具・備品（ショーケース、看板、レジスター等）、1台60万円以上の建物附属設備（空調設備、店舗内装等）です。

また、経営革新等支援機関とは、経営改善指導等を行う商工会議所、商工会、都道府県中小企業団体中央会、商店街振興組合連合会等の他、国が認定した税理士、公認会計士、弁護士等、金融機関、ＮＰＯ法人等が該当します。

2　所得拡大促進税制の見直し

青色申告書を提出する法人が国内雇用者に対して給与等を支給する際、雇用者給与等支給額の増加割合が一定以上など次の⑴～⑶の要件を満たす場合には、雇用者給与等支給額の増加額の10%を法人税額（法人税額の10%を限度、中小企業者等は20%を限度）から控除することができます。

今回の改正では、⑴の雇用者給与等支給額増加割合の要件の見直しが行われています。

【要件】

⑴　雇用者給与等支給額（注１）が基準雇用者給与等支給額（注２）と比較して２～５%以上増加していること（図表１参照）

⑵　雇用者給与等支給額が前事業年度の雇用者給与等支給額以上であること

⑶　平均給与等支給額（注３）が前事業年度の平均給与等支給額を超えること

（注１）　雇用者給与等支給額とは、各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される「国内雇用者」（役員とその特殊関係者及び使用人兼務役員を除いた法人の国内の事業所に勤務する全ての雇用者）に対する給与等の支払額をいいます。

（注２）　基準雇用者給与等支給額とは、平成25年4月1日以後に開始する各事業年度のうち、最も古い事業年度の直前の事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額をいいます。

（注３）　平均給与等支給額とは、適用年度の「継続雇

ドローン

今年、何かと話題になったドローン。もともと軍事目的で開発されたものですが、最近では商業や民間で利用されています。

ドローンは回転翼を複数搭載し、無人で飛行することができます。ラジコンヘリも無人航空機の一種ですが、ドローンはＧＰＳが搭載されていて自律飛行ができます。

人が入ることが困難な場所を撮影したり、宅配や農薬散布などに利用したりと、最近では様々な場面で活用されています。一方で、首相官邸の屋上でドローンが発見されたり、ロサンゼルスの山火事ではドローンによってヘリが消火活動できなかったりといった事態が生じています。

政府や自治体では、飛行禁止区域を設けるなど、ドローンに対して規制する動きが進められています。

用者」（適用年度に新しく入社した者や前事業年度中に退職した者は含まれません）に対する給与等の支給額を、その継続雇用者の月ごと延べ人数の合計で割った金額をいいます。

3　研究開発税制（総額型）の見直し

試験研究をした場合の法人税額の特別控除について、一般試験研究費に係る控除税額の上限を当期の法人税額の30%（原則20%）に引き上げる措置が適用期限の到来をもって廃止され、当期の法人税額の25%とされました。

ただし、特別試験研究費に係る控除限度額（当期の法人税額の5%）を加えたところの控除税額の上限の総枠は、当期の法人税額の30%とされます。

また、オープンイノベーション（外部の技術・知識を活用した研究開発）を促進する観点から、共同研究・委託研究などの特別試験研究費の範囲が拡充され、税額控除率が引き上げられました。

この改正は、平成27年4月1日以後に開始する事業年度について適用されています。

（図表1）　事業年度ごとの雇用者給与等支給増加割合は、次のとおりです。

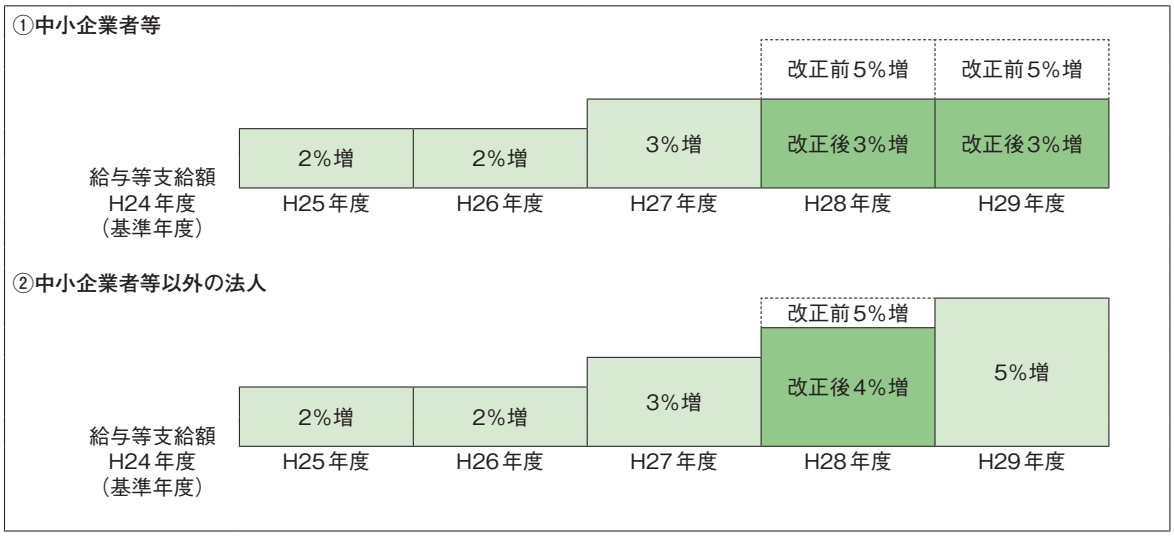

	改正前	改正後	
		平成28年4月1日以後開始する適用年度	平成29年4月1日以後開始する適用年度
①中小企業者等	5%増	3%増	3%増
②中小企業者等以外の法人	5%増	4%増	5%増（改正なし）

適用時期
①中小企業者等の改正は、平成28年4月1日以後に開始する事業年度について、②中小企業者等以外の法人の改正は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度について適用されます。

（図表2）　研究開発税制の改正内容

		改正前	改正後
控除限度の総枠		法人税額の30% （平成26年度末まで。原則は20%）	法人税額の30%
一般試験研究費	税額控除率	8～10%（中小法人12%）	8～10%（中小法人12%）
	控除限度額	法人税額の30% （平成26年度末まで。原則は20%） ※控除限度超過額は1年間繰越。	法人税額の25% ※控除限度超過額の繰越控除は廃止。
特別試験研究費	範囲	以下の試験研究に要する費用 ①国の研究機関等、大学との間の共同・委託研究 ②民間企業との共同研究 ③中小企業者への委託研究 ④技術研究組合の組合員が行う共同試験研究 ⑤希少疾病用医薬品・医療機器に係る試験研究	以下のとおり拡充 ①について、特別試験研究機関等㊟のうち試験研究独立行政法人の範囲から国立研究開発法人以外の法人を除外 ③の委託先に「公益法人等（社会医療法人等を含む）、地方公共団体の機関・地方独立行政法人（公立病院を含む）等」を追加 「⑥中小企業者に支払う知的財産権の使用料」を追加
	税額控除率	12%	①30%、②～⑥20%
	控除限度額	一般試験研究費の控除限度の枠内	法人税額の5%（別枠）

㊟研究開発力強化法による試験研究機関及び試験研究独立行政法人

非居住者である親族に係る扶養控除等の適用を受ける場合

平成28年以後の源泉徴収、年末調整、所得税の確定申告において、非居住者である親族に係る扶養控除等の適用を受ける場合には、その親族に係る「親族関係書類」及び「送金関係書類」を提出又は提示しなければならないこととされました。

なお、「親族関係書類」又は「送金関係書類」が外国語により作成されている場合には、訳文を添付等する必要があります。

(1) 源泉徴収で、非居住者である親族に係る扶養控除、配偶者控除又は障害者控除（扶養控除等）の適用を受ける者は、その親族に係る「親族関係書類」（戸籍の附票の写しなどその非居住者がその居住者の親族であることを証する一定の書類）を源泉徴収義務者に提出する扶養控除等申告書等に添付又は提示する必要があります。

(2) 給与等の年末調整で、非居住者である親族に係る扶養控除等の適用を受ける者は、「送金関係書類」（金融機関の書類などその居住者が非居住者である親族の生活費又は教育費に充てるための支払を、必要の都度、各人に行ったことを明らかにする一定の書類）を源泉徴収義務者に提出する扶養控除等申告書に添付又は提示しなければならないこととされ、非居住者である配偶者に係る配偶者特別控除の適用を受ける者は、「親族関係書類」及び「送金関係書類」を源泉徴収義務者に提出する配偶者特別控除申告書に添付又は提示する必要があります。

(3) 確定申告で、非居住者である親族に係る扶養控除等又は配偶者特別控除の適用を受ける場合には、「親族関係書類」及び「送金関係書類」を確定申告書に添付又は提示する必要があります。（上記(1)又(2)により提出等した場合を除く）

消費税　総額表示義務の特例措置の延長

消費者向けの価格表示については、消費税法で、税込価格を表示（総額表示）することが義務付けられていますが、「現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置」を講じている場合に限り、税込価格を表示しなくてもよいとする特例（総額表示義務の特例）が消費税転嫁対策特別措置法により設けられています。

消費税率及び地方消費税率の8%から10%への引上げ時期が、平成29年4月1日とされたことに伴って、消費税転嫁対策特別措置法が改正されました。

これにより、総額表示義務の特例の適用期限が、平成29年3月31日から平成30年9月30日まで1年半延長されています。

源泉所得税　納期の特例の要件に該当しなくなったとき

源泉所得税の納期の特例の承認を受けている源泉徴収義務者が、給与の支給人員が常時10人未満でなくなり、特例の要件に該当しなくなったときには、「源泉所得税の納期の特例の要件に該当しなくなったことの届出書」を提出します。

この届出書を提出した場合には、その提出した日の属する納期の特例の期間内に源泉徴収した税額のうちその提出の日の属する月分以前の各月に源泉徴収した税額は、その提出の日の属する月の翌月10日までに納付し、その後の各月に源泉徴収した税額は、通常の例により支払った月の翌月10日までに納付します。

例えば、3月中に届出書を提出した場合には、3月支給分までを4月10日までに納付（1月～2月分は、納期特例分の所得税徴収高計算書を使用し、3月分以降は一般分の所得税徴収高計算書を使用）し、4月支給分以降は翌月10日までに納付します。